

不活性ガス（二酸化炭素）消火設備の事故防止について

令和2年には愛知県内にて、また令和3年には東京都内の立体駐車場において、建物改修作業中及び消防設備点検中に二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備が作動し、死者、負傷者が出る事故が発生しました。

不活性ガス（二酸化炭素）消火設備の防護区画内で作業する場合は、事業所の関係者と作業員の双方で必ず閉止弁を確認するなど不活性ガス（二酸化炭素）消火設備について情報共有し、安全管理を徹底したうえで、作業を実施してください。また、誤操作の防止や避難通路等の管理などの安全対策について、事業所の関係者や作業員の方々に周知していただきますようお願いいたします。

事故防止のために！

- 不活性ガス（二酸化炭素）消火設備又はその付近で工事や点検を行う場合には、誤作動や誤放出を防ぐため二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士や消防設備点検資格者を立ち合わせ、関係者以外の方が立ち入らないように管理する。
 - 不活性ガス（二酸化炭素）消火設備設置場所の利用者等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱方法、作動の際の対応方法、避難方法等について周知する。
- ※ 二酸化炭素消火設備の消火剤が放出された場合には、すぐに119番通報をして、放出場所に人を立ち入らせないようにしてください。

参考

- ・ [ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について](#)
(平成3年8月16日消防危第88号・消防予第161号)
- ・ [全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて](#)
(平成9年8月19日消防予第133号・消防危第85号)

問い合わせ先

吉川松伏消防組合消防本部
予防課 予防担当
電話 048-982-3919